

「渋染一揆」とは、どのような歴史的事実であったのか … 概略（経緯）

年 月 日	で き ご と
1855年12月下旬 (1856年1月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・藩財政危機の打開策である「安政の改革」の一環として領民に対して「29ヶ条の儉約令」が出される。各村の名主（庄屋）が読み聞かす。 ・穢多身分には、別の御触書があると伝えられる。
1856年 1月上旬 (2月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・穢多身分に対して、「別段御触書」を読み渡す。

「儉約令」（1855年） 24ヶ条より抜粋

- 一、男女とも衣類は木綿とせよ。襟・袖口にも絹類を使用してはならない。綿入れや目立つ染色はいけない。
- 一、髪の上は目立つことをしてはいけない。くし・かんざしなどは、竹・木・銅・真ちゆう以外は使用してはならない。
- 一、村の祭礼・嫁取、凶事の際の親類たちの集まりでは、一汁一菜・ナマ酢和え・酒三献の外は無用である。
- 一、生菓子の類は、一つ三銭より高い値段の品を売買してはいけない。
- 一、雨の時には、みの・傘を使いなさい。栗の下駄以外はいけない。

「別段御触書」（1856年）：「儉約令」25～29条

- 一、穢多衣類、無紋渋染藍染に限り候義勿論の事に候。然し乍ら、急に仕替え候ては、却つて費を生じ、迷惑致すべき哉に付き、是迄持ち掛り僉末の木綿衣類、其の儘当着用先ず苦しからず。持ちかゝりにても、定紋付きの分は着用無用。素より藍染渋染の外は、新調候義は決して相成らざる事。
- 一、目明しの共義は、平日の風躰、御百姓とは相分り居り申す事故、衣類の儀は先ず是迄の通り、差し心得申すべし。尤も、絹類相用い候義は、一切相成らざる事。
- 一、雨天の節、隣家或は村内同輩等え参り候節にも、土足に相成り候ては迷惑致すべき哉に付き、左様の節は栗下駄相用い候義、先ず見免し申すべし。尤も、見知り候御百姓に行逢候はゞ、下駄ぬぎ時宜致し申すべし。他村程隔て候所へ参候に、下駄用い候義は無用の事。
- 一、身元相応に暮し、御年貢未進致さざるものゝ家内女子の分は格別、竹の柄白張傘相用い候義、見免し申すべき事。
- 一、番役等相勤め候もの共、他所向け役先の儀は、先ず是迄の通り指し心得申すべし。勿論絹類一切弥以て無用の事。

【 I 「嘆願」の段階 】

7日 (1856年2月12日)	・城下5か村の代表（判頭）が常福寺で寄合をもち、藩内50余か村に15日に集まる（総寄合）ことを決め、廻文を出す。
11日	・村々の判頭が各村の庄屋の家に呼ばれ、調印を迫られる。
15日 (2月20日)	・藩内50余か村の判頭が集まるが、目明しから寄合を差し止められる。参加者の一部が竹田村定吉宅で歎願書作成を話し合う。
21日	・神下村の助三郎宅に、13～14の案を持ち寄り、「歎願書」について話し合い、国守村豊吉のものを草案とする。
28日	・「歎願書」ができあがる。（48か村 86人の判頭）
2月 7日	・5か村の判頭が「歎願書」を目明し岡田勝右衛門に持参し、取り次ぎと添削を依頼する。
18日 (3月24日)	・目明し勝右衛門により「歎願書」が郡奉行（会所）に提出される。（この間に、沖新田村・一日市村・秦村・矢田村が調印する）
4月 6日 (5月 9日)	・「歎願書」が郡奉行から目明し勝右衛門に差し戻される。（この頃より、請印の命令が厳しくなり、金川より北の6～7か村が請印する。）
4月12日	・全村の判頭が常福寺に集まり、今後相互に支え合うことを約束する。
5月上旬	・国守村が請印するが、翌日に農作業を止めて抗議する。
5月27日	・竹田村が請印する。見舞いに集まった仲間から「逃散」案が浮上する。

※ 日付は旧暦（新暦）による

「歎願書」抜粋

- 一、田を持ち耕作し年貢を納め、非常のときは警備にもついている者ですから、このような衣類にせよと言われて、一同が気落ちし農業をすることも放ってしまうほどです。
- 一、盗賊や強盗の逮捕にあたる村以外の者も、この命がけの仕事にあたっています。それなのに、すぐにわかる衣類では、逃げられてしまいます。
- 一、年貢が納入できないときは他国の親類に借金をします。そのような者は麦や菜種などを多く蒔き、その取り入れで借金を返しています。裏作が凶作の時は、互いに助け合い、衣類を借りて質に入れて年貢を納めています。その場合、特別な衣類では質に入れることができません。
- 一、古着を買って着ています。紋付きはとりわけ安いので買っています。

【 Ⅱ 「強訴」 の 段 階 】

5月28日 (6月30日)	・ 福里の友三郎（弥市）らが神下村権十郎宅で今後の対応を協議する。 弥市の提案で、 邑久郡虫明の伊木若狭家老に歎願することを決める。
6月上旬	・ 窪屋郡の村に大庄屋が出向き、請印を厳しく催促する。強訴を決意し、 藩内50数ヶ村の仲間に13日に八日市河原に集合することを決定する。
13日 (7月14日) ～14日	・ 八日市河原に20数か村、千数百人の穢多が結集する。 ・ 一揆の参加者は、虫明に向けて妙見堂を出発し、稲荷山橋での役人を 打ち破り行進する。佐山村の榎塚辺りで伊木側の軍勢に止められる。 ・ 夜、一揆勢と伊木側がはじめて交渉を持つ。
15日	・ 昼すぎ、一揆勢の代表（神下村の惣吉、岩五郎、八五郎、笹岡村の良 平、栄蔵、子位庄の喜平次、定右衛門、稲坪の友次郎）が惣代として 伊木側の代表と交渉し、「歎願書」を受け取らせる。 夕方から、それぞれの村に向けて引き上げる。

【 Ⅲ 「助命（赦免）」 の 段 階 】

7月10日	・ 岡山藩が判頭の取り調べを行う。
8月 1日 (8月30日)	・ 一揆勢の代表5名が伊木の屋敷に呼び出される。 (以後、一揆勢の関係者が次々に呼ばれ、厳しい取り調べを受ける。)
1857年 1月24日	・ 岡山牢屋内に、豊五郎、権十郎ら7人が呼び出され、のち入牢となる。
2月 6日 (3月 1日)	・ 良平、豊吉ら7人が呼び出され、口上を確認の上、押印して吟味が終 わる。豊五郎ら7人と共に帰村を許される。
5月 6日 (5月28日)	・ 岡山牢屋内に7人が呼ばれ、判決を言い渡される。 牢屋入り：権十郎・助右衛門・卯左衛門・忠左衛門・喜平次・良平 栄蔵・惣吉・忠五郎・友三郎・岩五郎・友次郎 御叱、手錠、追込、閉門：豊吉・紋之介
7月14日	・ 関係の村役人、大庄屋に、御叱、手錠、追込、閉門を申し付ける。 (9月～10月、栄蔵、権十郎が病死)
1858年 1月～5月	・ 助右衛門、卯左衛門、忠左衛門が病死する。
1859年 4月 (1859年5月)	・ 赦免を願う「歎願書」が、長泉寺、妙興寺から光明院を通じて曹源寺 に届けられ、岡山藩に出される。
1859年 6月14日 (7月13日)	・ 入牢者のうち五名が釈放される。 (この間、6名は牢中で病死、1名は1857年に釈放される)